

# 第5回出水市景観計画策定委員会

## 資料

### <目次>

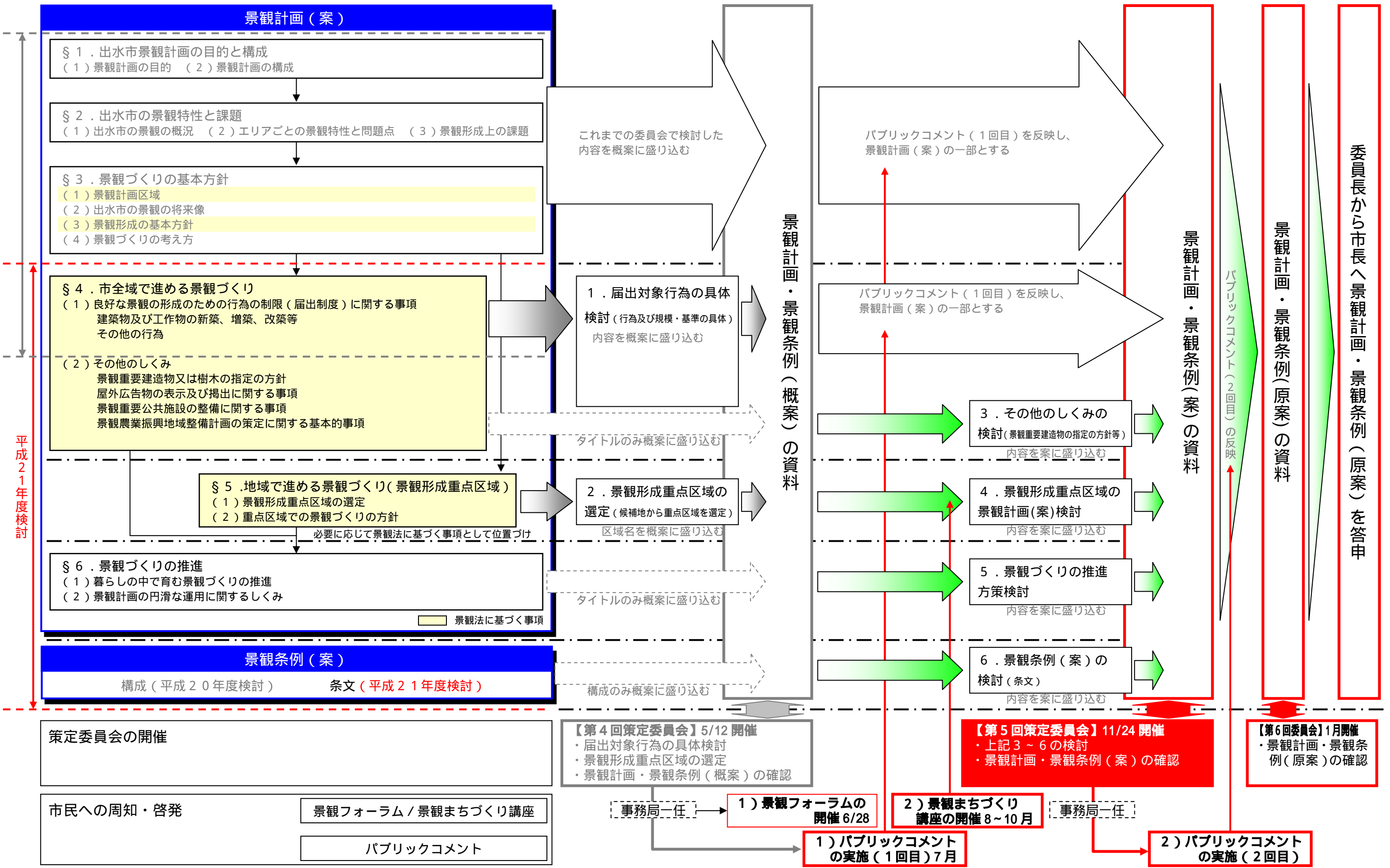
・景観計画策定の進め方 .....	1
・第4回委員会の意見と対応.....	2
・市民への広報活動について.....	3
・市全域で進める景観づくりについて.....	3
・地域で進める景観づくりについて.....	7
・景観計画の運用について.....	11
・景観条例について.....	12

平成21年11月24日

出水市

# 景観計画策定の進め方

今回の第5回委員会では、届出対象行為の具体（前回積み残し分）その他の仕組み、景観形成重点区域の景観計画（案）、景観づくりの推進方策、景観条例（案）についてご検討いただきます。また、景観計画（案）について、ご確認いただきます。なお、今回の委員会後に、景観計画・景観条例（案）について、2回目のパブリックコメントを予定しています。



第4回委員会の意見と対応

第4回委員会でのご意見を整理するとともに、今後の対応方針について示しています。

項目	第4回委員会		第5回委員会での対応	資料
	委員からのご意見	事務局の対応		
届出行為について	・高さ2mを越える擁壁は、工作物の項目に記載するのではなく、建築物の項目に記載すべきではないか。	・擁壁単体で作られる場合もあることから、工作物の項目に記載している。		
	・コーポレートカラーが色彩基準外のときの対応は。	・協議を通じて、色彩基準の中に収まるように、企業側に配慮して頂くことを想定している。	・届出制度や事前協議について検討する。	資料1 P11
	・色彩基準に、アクセント色などの基準を設けてはどうか。	・アクセント色が使える壁面の面積や色彩の範囲など様々な状況が想定されるため、事前協議などの仕組みの中で対応することとしたい。		
景観形成重点区域について	・資料1のP16に書かれている表現の再考をお願いしたい。	・中心性が失われつつあるという趣旨が伝わるように、表現を再考する。	・出水麓・本町商店街区域の「景観づくりの課題」において、ご指摘の事項に配慮する。	資料1 P8
	・景観まちづくり講座は、どのような内容で、いつ頃開催予定か。	・景観まちづくり講座は、景観形成重点区域の住民の方々などとの意見交換を通じて、重点区域の範囲や、景観形成の目標・方向性などを検討していく場である。時期としては、パブリックコメント後の8月以降を想定しており、1つの重点区域で3回開催する予定である。	・講座の開催結果を参考資料として準備する。	参考資料
	・景観整備機構、歴史まちづくり法に関して、どのような活用方法があるのか説明してほしい。	・歴史まちづくり法では、「歴史的風致維持向上計画」を作成し、それに基づき、歴史的な風土を活かしながら、ハードやソフトの事業を実施していくものである。 ・伝建地区等を含む区域等を指定することにより、統一的な街並みや観光の拠点などの形成を図ることができる。	・景観法で位置付けられている景観整備機構については、その概要を景観計画に記載する。	資料2 P37
	・景観形成重点区域と景観地区とはどのように違うのか。	・景観地区は、都市計画法に位置づけられている地域地区の一種であるのに対して、景観形成重点区域は出水市独自の取組みで、規制を厳しくするための区域ではなく、景観まちづくりという視点から景観づくりを重点的に推進していく区域である。		
	・例えば道路事業などをする際に、景観形成重点区域等位置づけられていることが要因で事業ができないことにならないか。	・景観形成重点区域や景観重要公共施設に指定されたことで、事業に制限を加えるものではない。あくまで事業をする際に、周囲の景観と調和した事業となるよう、配慮を求めるものである。	・景観法で位置付けられている景観重要公共施設については、その概要を景観計画に記載する。	資料2 P23
	・景観計画策定後に、景観形成重点区域を新たに追加する際には、どのようなプロセスを経るものなのか。	・どのようなプロセスがふさわしいかは、今後議論していく必要がある。次回の委員会で、景観計画の見直しなどを行う組織について検討して頂くことを予定している。	・景観計画の見直し等を行う景観審議会を設置について検討する。	資料1 P11
		・社会経済情勢や地域の熟度に応じて、景観形成重点区域を追加していけるように、景観形成重点区域の候補に挙がっている区域に対しても、景観形成の目標等、景観計画の中に盛り込む。	・景観重点区域候補について、景観づくりの目標と方向性を検討する。	資料1 P8～10
	・「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域に、川端通りまでを範囲に含むことに疑問を感じる。	・景観形成重点区域の範囲を指定については、パブコメやまちづくり講座などを経て検討していくので、今回提示している範囲がそのまま景観形成重点区域になるわけではない。 ・川端通りを「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域に含むかどうかについては、まちづくり講座などでの意見を参考に検討することとする。	・委員会やまちづくり講座でのご意見を踏まえて検討した事務局案について確認する。	資料1 P8
	・「出水麓・本町通り商店街周辺」の景観形成重点区域を「広瀬橋周辺を含めて指定」と提案がなされているが、「広瀬橋を含めて指定」にしてはどうか。	・広瀬橋からの眺望を意識して、区域に追加してはどうかと考えている。具体的な区域に関しては、まちづくり講座での意見等を踏まえながら今後検討する。		
	・景観形成重点区域に指定されることで規制が強化されて、商業機能が低下のような影響が及ぶのではないか。例えば、繁華街のネオンなどの照明や、壁面の色彩などが規制の対象になるなど。	・景観形成重点区域は規制を厳しくするためだけに設けるものではなく、この区域でどのような景観形成や、景観を切り口としたまちづくりが必要かを、まちづくり講座の場などで議論し、取り決めていくために設けるものである。	・講座の開催結果を参考資料として準備する。	参考資料
・野田地区のNPOで桜を植えるなどの活動をしており、野田郷駅を経て感応禅寺に至る範囲を景観形成重点区域に追加できないか。	・野田郷地区も景観形成重点区域とする。	・野田郷区域の景観づくりの方針等について検討する。	資料1 P9	
条例について	・ご指摘を踏まえ、修正する。 ・祭文化にあたっては、出水市の法制担当と協議する。	・協議資料に条例の構成を記載する。また、条例本文を準備する。	資料1 P12 資料3	

## 市民への周知及び市民の意見集約

景観づくりや景観計画の推進に向けては、市民の景観づくりへの気運を段階的に高めていくことが必要です。そのため、前回委員会以降、市民啓発の活動を実施しました。その活動の概要を紹介します。

### (1) 景観セミナー IN 出水

- ・6/28に、市民に対する景観づくりに関する幅広い意識啓発、景観計画の周知を目的として、開催しました。
- ・景観づくりをきっかけとした地域活性化について浜本アドバイザーが基調講演を行いました。
- ・渋谷市長、北御門委員などを交えたパネルディスカッションでは、歴史を活かした景観づくり、まちづくりと地域活性化について意見が交わされました。
- ・会場の市民からは、「合意形成を図ることが重要」といった意見が挙げられました。

- ・実施日：平成21年6月28日(日)
- ・場所：出水市音楽ホール
- ・参加者数：約150名
- ・主催：鹿児島県、共催：出水市
- ・基調講演：景観づくりをきっかけとした地域活性化 浜本奈鼓氏
- ・パネルディスカッション 景観づくりと地域活性化  
渋谷俊彦氏(出水市長)  
北御門伸彦氏(出水麓街なみ保存会事務局長)  
川畑千鶴子氏(鹿児島県建築士会)



### (2) パブリックコメント

- ・景観計画(案)に対する幅広い市民意見を集約するため、下記の要領でパブリックコメントを実施しました。
- ・残念ながら市民からの意見はありませんでしたが、今後も、ホームページや広報誌などを活用し、計画の内容を広く市民へ周知していきます。

- ・実施時期 7月1日~7月31日(31日間)
- ・掲載内容 景観計画(概案)
- ・方法 出水市HPへの掲載、市の指定する場所
- ・意見の提出方法：郵便、ファクシミリ、電子メール、

### (3) 景観まちづくり講座

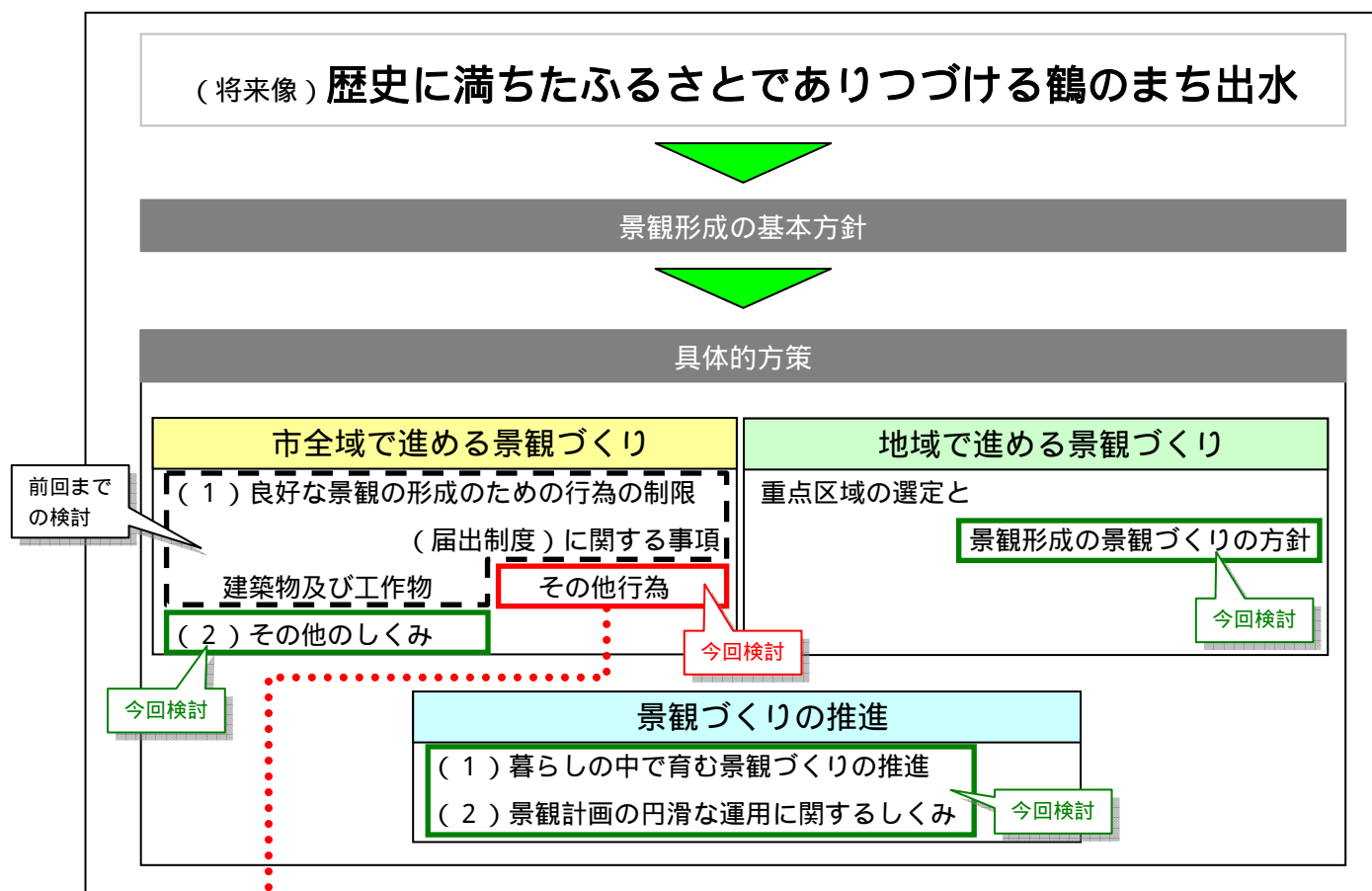
- ・「景観形成重点区域の景観づくりの方針」に対して、地域住民の方々の意見を反映させるため、景観まちづくり講座を開催しました。
- ・本年度は出水麓・本町商店街区域を対象に8月から10月にかけて3回景観まちづくり講座を開催しました。詳細は参考資料でご確認ください。



## 市全域で進める景観づくりについて

### (1) 前回までの検討経緯

前回までの委員会では、景観形成の基本方針に基づいて出水利しい景観を創出・保全するため、市全域で取り組む景観づくりの具体的方策の一つとして、「届出制度」について検討してきました。







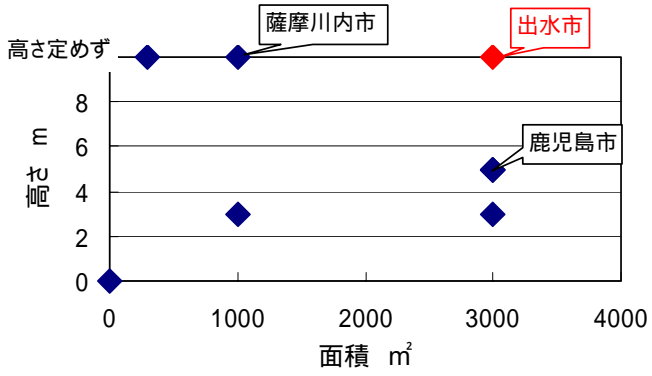
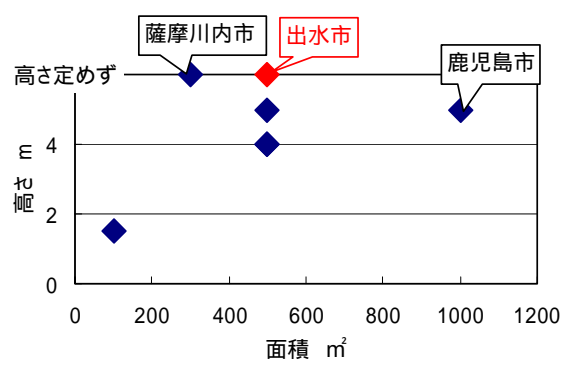
### (2) 今回の検討事項(その他の行為について)

- ・前回の委員会では、必須行為である建築物・工作物について、その届出規模や景観形成基準を検討しました。
- ・今回の委員会では、開発行為や木竹の伐採などについて、その届出規模や景観形成基準を検討します。

	行為の項目	届出の対象となる規模	景観形成基準
必須行為	建築物を新築したりする	高さ13m以上もしくは延べ床面積500㎡以上	全般に渡る項目について一部具体的に掲示
	工作物を設置したりする	建築基準法で届出が義務付けられた工作物	
	土地を開発する	敷地面積3,000㎡以上	
選択行為	土地の形を変える	P4~届出対象の規模において検討	P5~景観形成基準において検討
	木竹の伐採などを行う		
	屋外に土石や廃棄物を堆積する		
	海や川を埋め立てたりする		

届出対象の規模

・第3回の委員会では、「土地の形を変える」「木竹の伐採を行う」「土石や廃棄物を堆積する」「海や川を埋め立てたりする」行為について届出が必要なのではないかとの結論に至りました。  
 ・そこで当ページでは、それらの行為について、届出の対象とする具体的な規模（全てを届出の対象にするのか、ある程度規模の大きいものを届出の対象にするのか 等）を検討します。  
 （建築物・工作物・開発行為の届出規模の検討経緯を踏まえ、「中規模程度」を基本に具体的な規模を検討します。）

名称	土地の形を変える	木竹の伐採を行う	土石や廃棄物を堆積する	海や川を埋め立てたりする
(正式名称)	土地の開墾、土石・鉱物等の採取 その他土地の形質の変更	木竹の伐採	屋外における物件の堆積	水面の埋立て又は干拓
イメージ				
関連制度等における届出規模	・県自然環境保全条例に基づく届出 <b>10,000 m<sup>2</sup>を超えるものが届出の対象</b>	・森林法に基づく森林計画制度 <b>全てが届出の対象</b>	・廃棄物処理法に基づく届出 <b>全てが届出の対象</b> 土石の堆積については関連制度がない	・県自然環境保全条例に基づく届出 <b>10,000 m<sup>2</sup>を超えるものが届出の対象</b> ・公有水面埋立法（埋立免許手続き） <b>全てが届出の対象</b>
関連制度等による届出状況（例）	・県自然環境保全条例 に基づく届出 <b>過去5年間届出なし</b>	・森林法に基づく森林計画制度による届出 <b>H15～H19年度で17件の申請あり</b>	・廃棄物処理法に基づく届出 <b>H5～H19年度で14件の申請あり</b>	・県自然環境保全条例 に基づく届出 <b>過去5年間届出なし</b>
九州他都市の例	<p>・他都市では、<b>1,000 m<sup>2</sup>または3,000 m<sup>2</sup>を超える規模</b>、若しくはそれ以上の規模が届出の対象となっている。</p> 	<p>・他都市では、規模にかかわらず<b>全ての規模</b>を届出の対象にしているケースが多い。                  鹿児島市：3,000 m<sup>2</sup>を超える規模                  薩摩川内市：1,000 m<sup>2</sup>を超える規模                  大分市・別府市・綾町：全ての規模</p>	<p>・他都市では、<b>500 m<sup>2</sup>を超える規模</b>若しくはそれ以上の規模が届出の対象となっている。</p> 	<p>・他都市では、<b>届出対象行為にしていないケースが多い。</b>                  （届出対象にしている都市）                  鹿児島市：3,000 m<sup>2</sup>を超える規模                  薩摩川内市：1,000 m<sup>2</sup>を超える規模</p>
考慮すべき事項	・土地の形を変える行為は、土地の開発と同じく地形を改変する行為であり、景観に対して開発行為の規模と同程度の影響を与える可能性がある。 （土地の開発の届出対象は3,000 m <sup>2</sup> 以上）	・木竹の伐採は、土地の開発と同じく地肌を改変する行為であり、景観に対して開発行為の規模と同程度の影響を与える可能性がある。 （土地の開発の届出対象は3,000 m <sup>2</sup> 以上）		・海や川を埋め立てる行為は、土地の開発と同じく地形を改変する行為であり、景観に対して開発行為の規模と同程度の影響を与える可能性がある。 （土地の開発の届出対象は3,000 m <sup>2</sup> 以上）



ご検討ください

写真 大分市景観計画、愛知県 HP  
鹿児島県自然環境保全条例

制限の根拠となる基準（景観形成基準）

- ・当ページでは、前ページで検討した届出対象行為を行う際を守るべき基準（景観形成基準）について、必要な項目及び基準の内容を検討します。
- ・第4回委員会までの検討で、建築物・工作物の届出対象行為に対する景観形成基準は、全般に渡って基準の項目を設け、その内容は中庸かつ定性的な表現にすることで合意を得ました（景観計画（案）参照）。
- ・前回検討しなかった「土地の開発」及び前ページの「土地の形を変える」「木竹の伐採を行う」「土石や廃棄物を堆積する」「海や川を埋め立てたりする」行為の景観形成基準についても、中庸な程度で、定性的な表現とすることを念頭に、事務局案を作成しています。

行為	項目	基準の内容（事務局案）	基準設定の考え方・方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の開発</li> <li>・土地の開墾、土石・鉱物の採取、その他土地の形質の変更</li> </ul>	地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為後の地形が、周辺の地形と著しく不調和とならないよう、行為前の地形を活かした構造及び形態とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地形の改変により大きく景観が変化することがないように、周囲の地形との調和に関する基準を設けます。</li> </ul>
	法面・擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面や擁壁が、長大にならないよう線形等を工夫する。できる限り緩やかな勾配とし、</li> <li>・法面や擁壁はできる限り道路など公共の場から目立たないように、設ける位置等を工夫する。</li> <li>・緑化や植樹による隠蔽等を行い、周辺の自然景観や街並みと調和するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大な法面や擁壁による威圧感を軽減するため、線形や配置について工夫を求めます。</li> <li>・素材や植栽等の工夫で法面・擁壁が周囲と調和するよう配慮を求めます。</li> <li>・緩やかな勾配の法面は、長大すぎる法面の形成に繋がることもあるので削除しました。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁は、素材や表面処理の工夫、前面緑化等の工夫を行い、周辺の自然環境及び街並みと調和するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩やかな勾配の法面は、長大すぎる法面の形成に繋がることもあるので削除しました。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地から見え、景観の背景となる斜面については、周辺の植生を参照に緑化に努める。</li> <li>・敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源は、生態系に配慮してできる限り保全・活用するよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の背景となる斜面の緑や、生態系への配慮を求めます。</li> </ul>	
	伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採跡地ができる限り道路など公共の場から目立たないように道路の間に樹林を残すなどの工夫をする。</li> <li>・伐採の面積は必要最小限とし伐採後は植林に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採跡地が、公共の場から見えないよう配慮を求めます。</li> <li>・伐採後の植栽等により、樹木のもつ景観形成機能を早期に回復することを求めます。</li> </ul>
木竹の伐採	地域固有の緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域を特色付けている樹木、生垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺社林、城山跡など地域を特徴づけている緑地の保全を求めます。</li> </ul>
	屋外における物品の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に人の目に触れる機会が多い敷地の道路側では、道路から堆積物が見えないよう、配置を工夫し、植栽や塀を設け、積み上げ高さを低く抑える等の配慮をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道からの景観に配慮を求めます。</li> </ul>
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるおいある自然景観をもたらす自然の水面は、出来る限り保全・活用するよう努める。</li> <li>・護岸等が生じる場合は素材、形態、配置、植栽等の工夫により周辺の自然環境及び街並みとの調和に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺景観の保全と、埋立て等の際設置する護岸に配慮を求めます。</li> </ul>	

朱字：第3回検討委員会で提示した内容からの主な修正点

ご検討ください

(4) その他の仕組みについて

- ・景観法では、届出制度以外にも以下のような仕組みが設けられています。これらの仕組みは、景観行政団体における景観づくりの取り組み状況に応じて、適宜景観計画に定めることができます。
- ・当ページでは、出水市において必要と考えられる仕組みについて検討します。なお、各仕組みについては、今後の取り組みの状況に応じて景観計画に追記していくことも可能です。

	基本的に景観計画に定める必要がある仕組み		必要に応じて景観計画に定めることができる仕組み		
仕組みの名称	景観重要建造物	景観重要樹木	屋外広告物	景観重要公共施設	景観農業振興地域整備計画
イメージ	 宮崎市 景観重要建造物	 鹿児島市 景観重要樹木候補	 宮崎市 路上違反広告物撤去対象の広告	 宮崎市 景観重要公共施設	 近江八幡市 景観農業振興地域整備計画
対象	・良好な景観を形成する建築物・工作物等	・良好な景観を形成する樹木	・立て看板、はり紙などの屋外広告物	・道路、河川、公園などの公共施設	・農業振興地域
仕組みの概要	・良好な景観を形成する建造物を指定し、保全するための仕組み	・良好な景観を形成する樹木を指定し、保全するための仕組み	・景観行政団体が独自に屋外広告物の取り組みを行うことができる仕組み	・公共施設について、景観に配慮した整備を求めるための仕組み	・景観と調和の取れた営農条件を確保するための仕組み
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財指定が難しい近代・現代の建造物について指定し保全することが可能</li> <li>・市や景観整備機構が所有者と管理協定を締結し、管理することが可能</li> <li>・建築基準法の部緩和、相続税の減税等の特例がある</li> <li>・建造物の内部は自由に使うことが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や景観整備機構と所有者が管理協定を締結し、管理することが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県などに代わり、景観行政団体が独自に屋外広告物行政に取り組むことが可能（通常は都道府県・政令指定都市等の取り組み）</li> <li>屋外広告物の許可等に関する事務は、表示場所を管轄する市町村で行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観行政団体は、景観重要公共施設の管理者に対して、景観計画に即した整備を求めることが可能</li> <li>・電線共同溝の整備に関する特別措置法の特例を受けることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常農家に限定されている農地の利用権を景観整備機構が取得することが可能</li> <li>・基準に沿わない農地の開発行為（農転）の制限、土地利用の勧告が可能</li> </ul>
生じる義務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観の変更等を行う場合は許可が必要</li> <li>・適切な管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採・移植を行う場合は許可が必要</li> <li>・適切な管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物掲出の際は届出が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設の管理者は、景観計画にそった整備・管理が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画に沿った農地の管理が必要</li> </ul>
景観計画で定めるべき内容	・指定の方針	・指定の方針	・屋外広告物の表示、設置に関する行為の制限に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備に関する事項</li> <li>・占用許可の基準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（地域の景観の特色、地域の範囲、魅力ある景観を保全・創出するための方針）</li> </ul>
九州他都市の状況	ほぼ全ての景観計画で定めるべき内容を記載	ほぼ全ての景観計画で定めるべき内容を記載	ほぼ全ての景観計画で触れており、半数程度で定めるべき内容を記載	2/3の景観計画で触れており、3つで指定の方針を、2つで施設名を記載1つで整備に関する事項を記載	半数程度の景観計画で触れているが、定めるべき内容を記載した計画はない
出水市での仕組みの必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観のシンボルとなるような建造物が、市内各地に点在</li> <li>・景観計画に指定の方針を明記し、景観計画に基づいて具体的に指定することにより、良好な景観資源の保全が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観のシンボルとなるような樹木が、市内各地に点在</li> <li>・景観計画に指定の方針を明記し、景観計画に基づいて具体的に指定することにより、良好な景観資源の保全が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の条例において、表示の場所や大きさなどの基準を規定</li> <li>・届出が不十分で、違反広告物もみられる</li> <li>・ただし、県の条例は比較的厳しく、市独自の仕組みを構築する必要性は低い</li> <li>・県の条例に基づき、取り組みを充実させることが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の景観の骨格を形成しており、整備等によって地域の景観に影響を与える可能性もある</li> <li>・ただし景観計画への記載にあたっては、指定しようとする公共施設の管理者や地域の方々との協議が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休地等を活用した取り組みが行われている</li> <li>・定めるべき内容が具体的であることから、地域の方々の合意がないと景観計画への記載が難しい</li> </ul>
景観計画への記載について	指定の方針を記載	指定の方針を記載	これまでどおり県の条例に即して取り組む旨を記載	指定の基準と整備に関する事項を記載	今後必要になった場合に検討する旨を記載

上記の仕組みについて、出水市での必要性についてご検討ください。また、景観計画への記載内容については、景観計画（案）でご確認ください。

## 地域で進める景観づくりについて

- ・前回の委員会では、景観づくりの必要性等を踏まえ、出水麓・本町商店街周辺及び野田郷地区<sup>注</sup>を「景観形成重点区域」に選定しました。
- ・今回の委員会では、両区域の景観づくりの方針等について検討します。

注 野田郷地区の名称を、歴史的由来を持ち、駅名称などにも用いられている野田郷地区へ変更します。

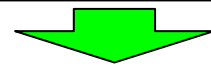
### (1) 前回までの検討経緯と今回の検討事項

#### 第3回委員会：景観形成重点区域の候補を選定しました

- ・景観形成の基本方針をもとに、市民アンケートでの意見や地域バランスを考慮し、景観形成重点区域の候補を選定しました。

##### < 景観形成重点区域の候補 >

ツル飛来地	高尾野地区
出水麓・本町商店街周辺	特攻碑通り
野田郷地区	東光山公園周辺



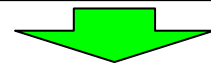
#### 第4回委員会：候補地の中から、景観形成重点区域を選定しました

- ・上記6つの候補地の中から、景観づくりの重要度等を踏まえ、「出水麓・本町商店街周辺」と「野田郷地区」を景観形成重点区域に選定しました。

##### < 景観形成重点区域（赤字） >

ツル飛来地	高尾野地区
<b>出水麓・本町商店街周辺</b>	特攻碑通り
<b>野田郷地区</b>	東光山公園周辺

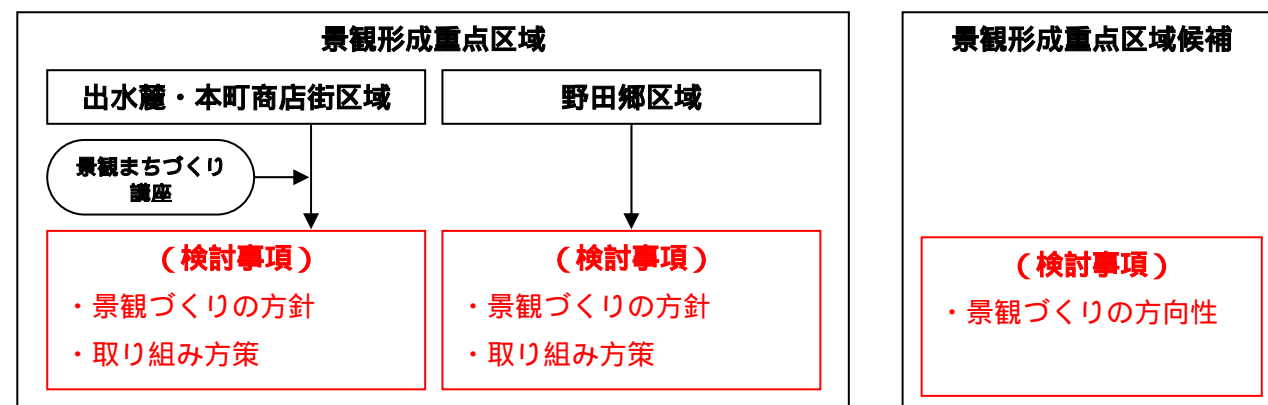
重点区域以外は候補として据え置く。



#### 第5回委員会：景観形成重点区域の景観づくりの方針などを検討します

今回

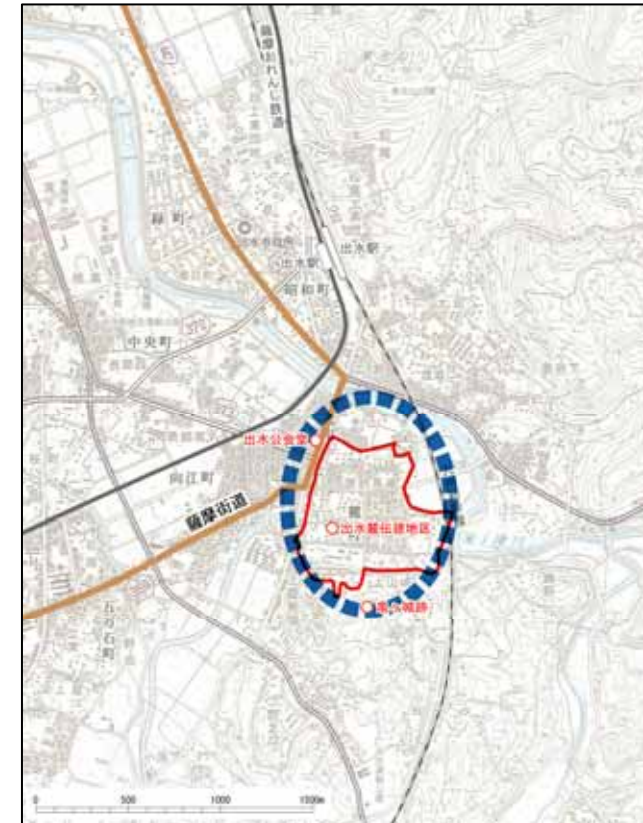
- ・景観形成重点区域については、主に景観づくりの方針と取り組み方策について検討します。
- ・景観形成重点区域の候補については、主に景観づくりの方向性について検討します。



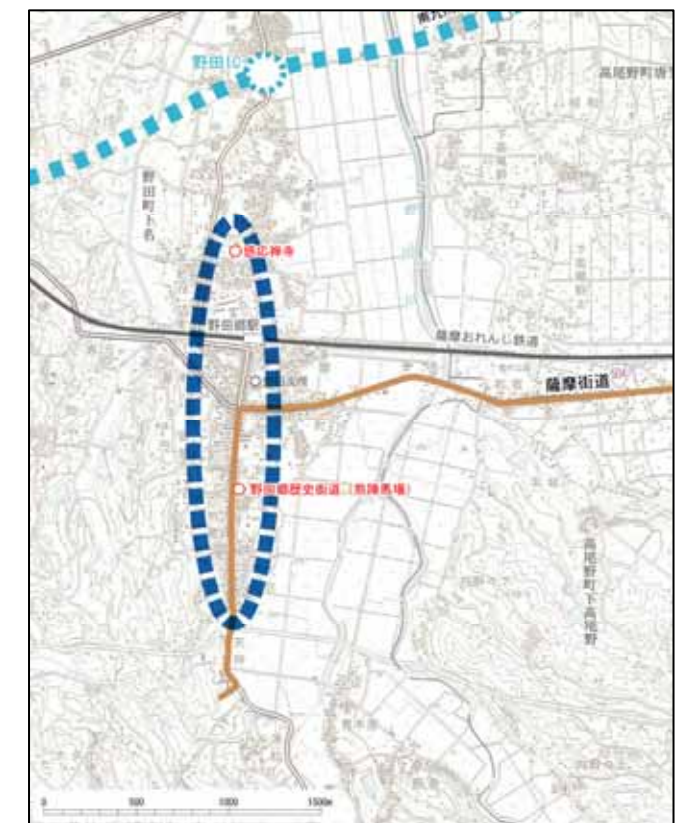
### (2) 景観形成重点区域の範囲

- ・景観形成重点区域は景観資源を包括する以下の範囲とした上で、区域内の景観づくりの方針を検討します。

出水麓・本町商店街区域



野田郷区域

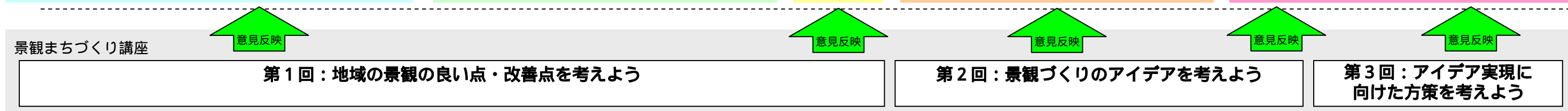
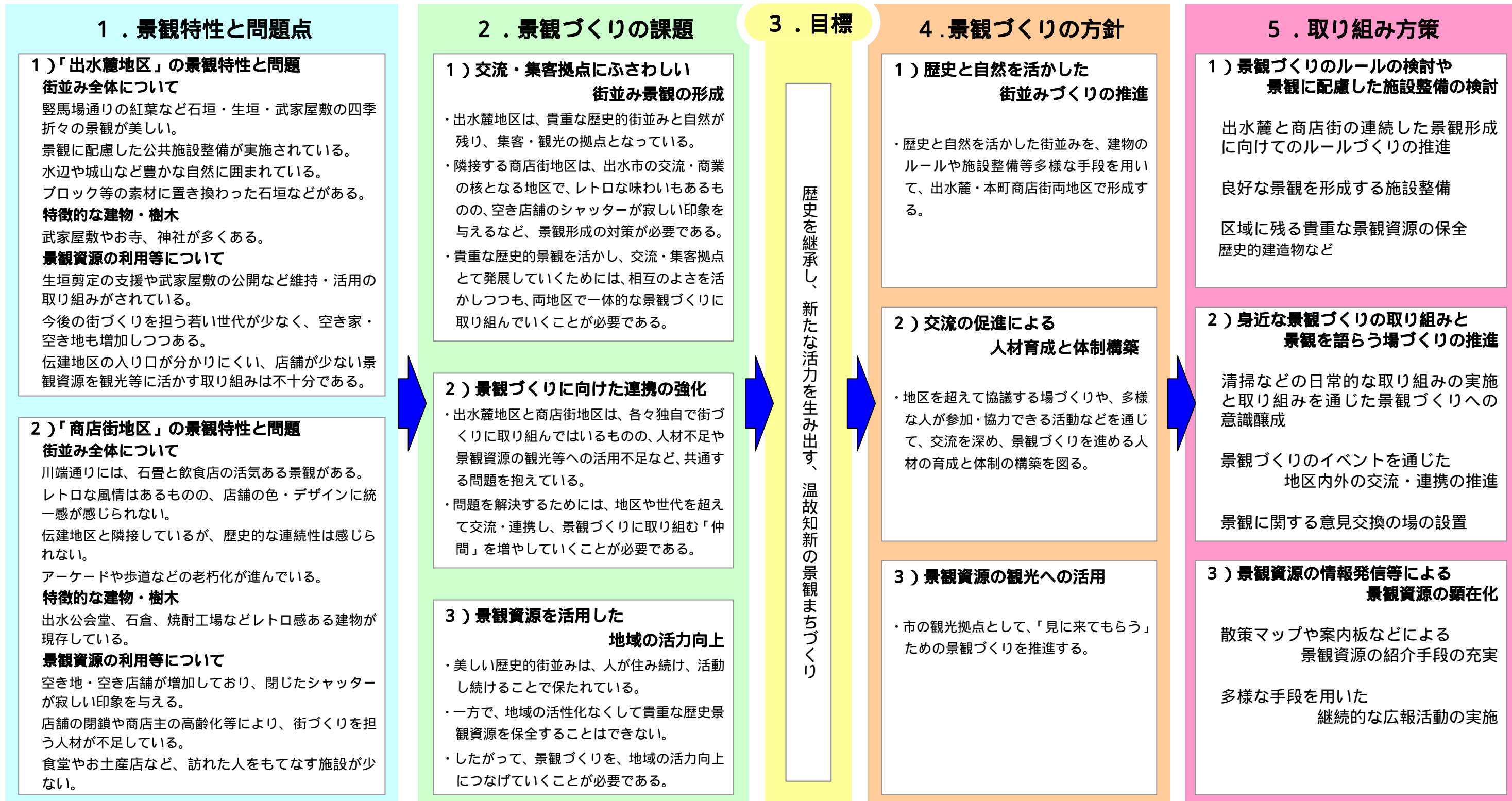


注 この区域は景観づくりを重点的に推進する区域であり、必ずしも一律のルールを定める区域ではありません。また、区域の範囲は概ねであり、今後取り組み方策の具現化において、区域を明確にする場合もあります。

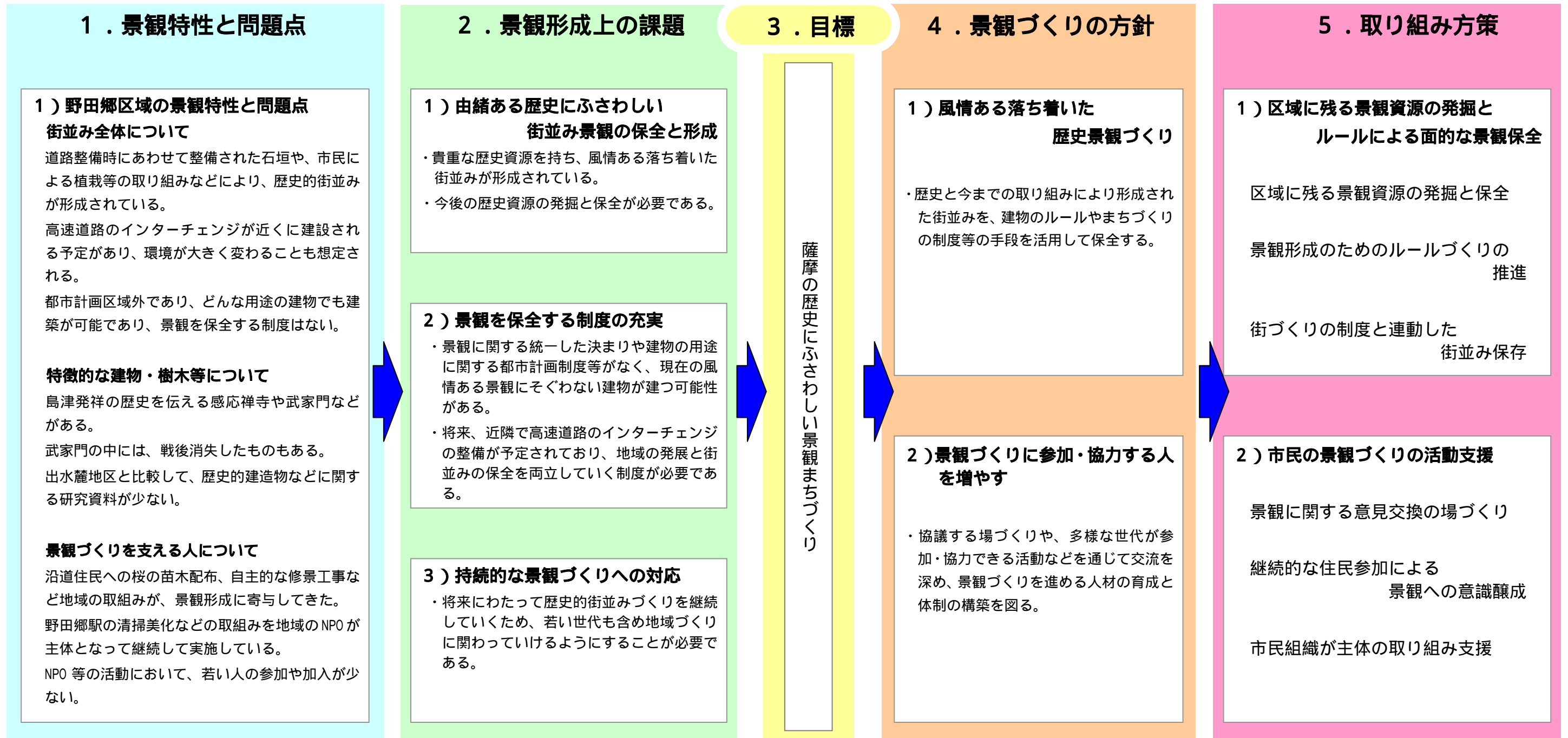


(3) 景観形成重点区域の景観づくりの方針  
出水麓・本町商店街区域の景観づくりの方針

・これまでの委員会での検討結果や、景観まちづくり講座での意見を踏まえ、出水麓・本町商店街区域の景観づくりの方針について事務局にて整理いたしました。その内容について検討します。



・プロジェクトチーム会議での検討結果を踏まえ、野田郷区域での取り組み方策案を検討いたしました。地域の実情等を踏まえたご意見をお願いします。



本方針は、今後地域の意見等を反映させ、修正する場合があります。

(6) 景観形成重点区域候補の検討

景観形成重点区域候補の特性と課題

前委員会では景観形成重点区域候補として下記の4地区を設定しました。この4地区について、特性と課題をまとめ、大まかな方向性を提示します。  
 なお今後、区域の景観づくりの機運の盛り上がりに応じて、景観形成重点区域への指定を検討します。

< ツル飛来地 >

- ・冬から春にかけて見られるツルが田園で越冬する景観は、出水の冬の風物詩であり、出水を特徴づける景観となっている。
- ・飛来地一帯の田園景観を、広告物による景観阻害や耕作放棄による景観・生息環境悪化を防ぐ必要がある。
- ・田園を保つ仕組みとして、農地の借り上げの仕組み等があるが、範囲は限定的である。



< 高尾野地区 >

- ・外城の名残を感じさせる石垣や生垣、石造りの酒倉など景観資源があるが、近年徐々に失われつつある。
- ・高尾野地区一帯では、地域を特徴づける植木や苗木の景観が形成されている。
- ・高尾野の中心となる駅周辺商店街は空き店舗が増加し、平時は賑わいに乏しいものの、伝統ある中の市では賑わいある景観を見せている。



< 東光山公園からの眺め >

- ・市内を一望でき、出水を代表する眺望景観として、多くの人が訪れている。
- ・公園施設や樹木等の手入れが不十分な状況もあることから、良好な眺望景観を適切に維持・管理する必要がある。

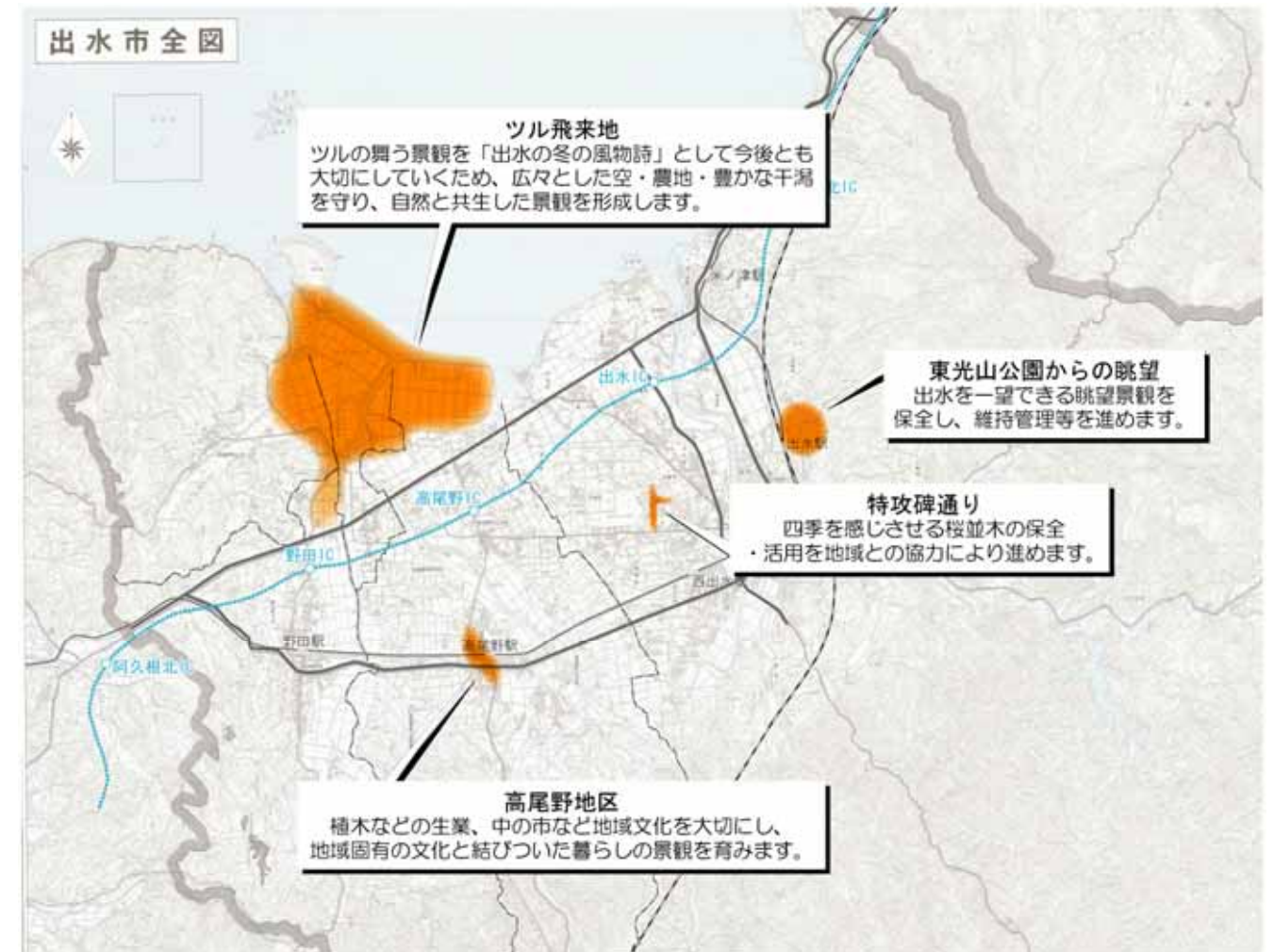


< 特攻碑通り >

- ・特攻碑通り沿道の桜並木は、出水の四季を感じさせる景観資源であり、市民の憩いの場として活用されている。
- ・桜の木々が所々傷んでいる、また沿道の歩道が歩きにくいといった問題がある。
- ・特攻関係の史跡が現存するが、保全されているものは一部に留まっている。



景観形成重点区域候補の位置および景観づくりの方向性

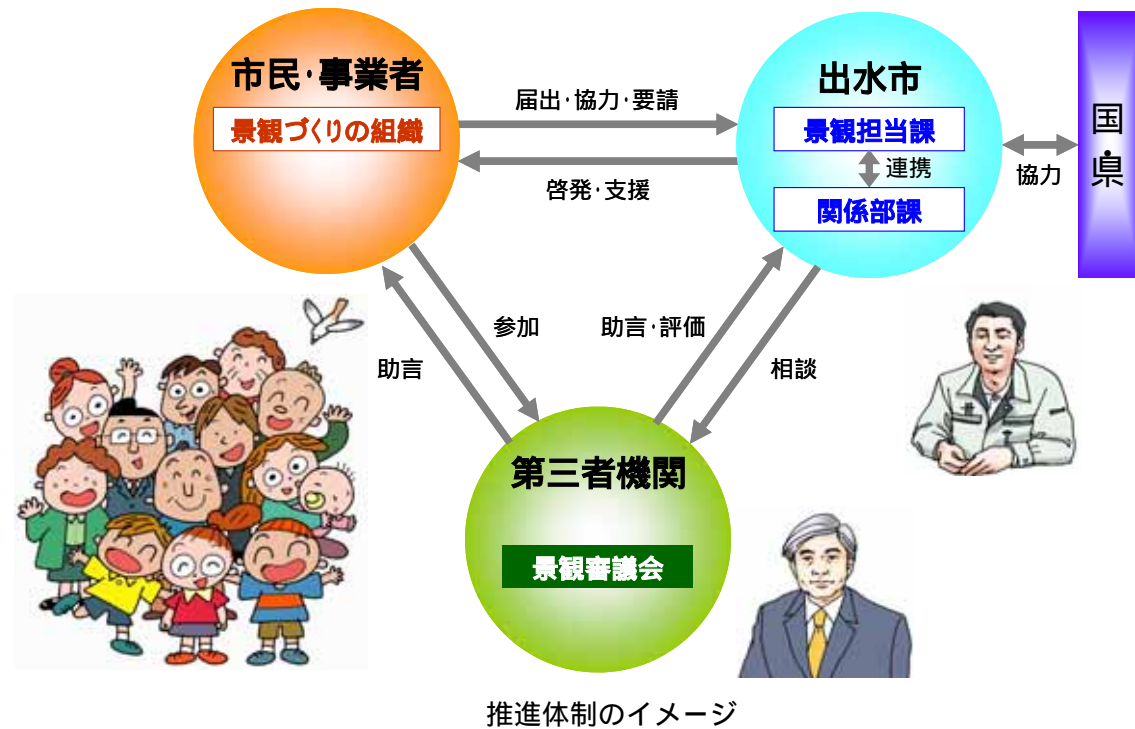


# 景観計画の運用について

- ・ここでは、景観計画（案）の第6章の一部となる「景観計画の推進」に関して、特に景観計画の円滑の運用に関する仕組みについて検討します。
- ・第6章の全体については、景観計画（案）で確認します。

## (1) 取り組み体制の構築

景観形成を円滑に実施するため、以下のような推進体制を構築します。



### < 景観法に基づいて位置付ける推進体制 >

#### 景観審議会

・市は、景観計画に基づく出水市の良好な景観づくりの取り組みを推進していくため、出水市の景観に関して専門的見地から検討を行う第三者機関として、出水市景観審議会を設置する。

( 審議事項 )

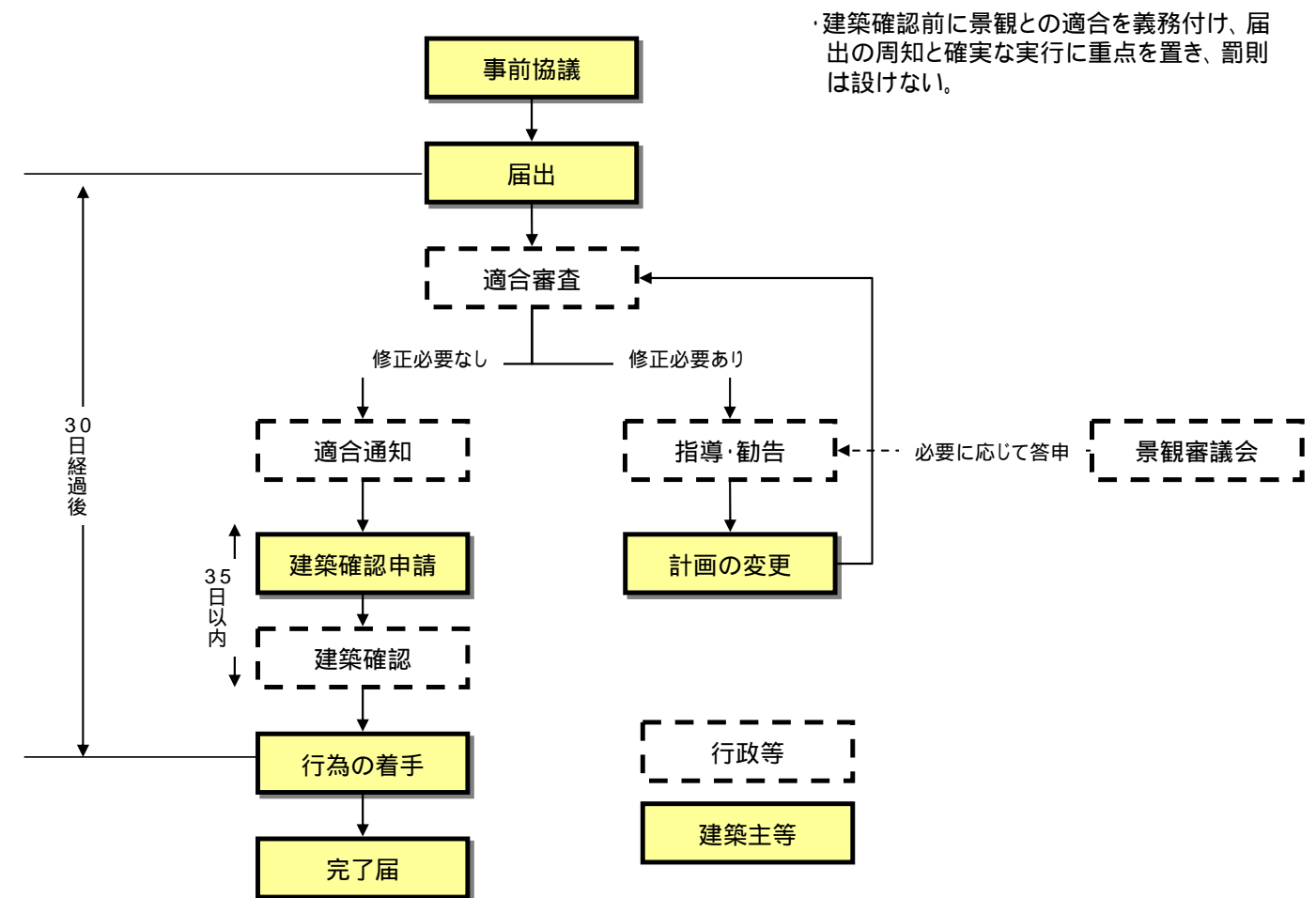
- 景観計画に基づく取り組みの進行管理
- 景観計画に基づく届出制度の運用状況の管理、勧告、命令
- 景観形成重点区域の認定と、景観形成重点区域における景観計画の協議・認定
- 景観計画の変更・見直し など

### < 景観法に位置づけられた制度で今後必要に応じて活用を検討 >

制度	対象者	内容
景観協議会	市、公共施設管理者、景観整備機構、住民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の区域において、行政と住民等が協働で景観づくりに取り組むための組織</li> <li>・必要に応じて設置</li> </ul>
景観整備機構	地域の団体、NPO	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や民間の活動を市が認定する制度</li> <li>・土地の取得や景観重要建造物等の管理等を行うことが出来るようになる</li> <li>・必要に応じて設置</li> </ul>

## (2) 届出制度の円滑な運用

景観計画にもとづく届出制度の周知と、実効性の向上のため、建築確認申請と景観計画の届出を連携して実施します。



# 景観条例について

- ・景観計画（草案）で示した条例の骨子をもとに条文を作成するとともに、条文の関連性等を考慮して骨子の見直しを行いました。以下に、見直し前の条例（草案）と見直し後の条例（案）の骨子を示します。
- ・なお、景観条例（案）の条文については、別途資料でご確認ください。

## < 章立ての主な修正点（修正前 修正後） >

- ・第2章・第3章 「第2章 景観計画の策定等」に集約
- ・第4章 第3章とし、章の名称を修正
- ・第6章 「第2章 景観計画の策定等」に包括
- ・第7章・第8章 第5章・第6章とし、章の名称を修正

## < 条項の主な修正点 >

- ・削除：第11条（景観計画の内容）、第13条（景観計画の策定手続き）、第28条（景観アドバイザー）
- ・追加：第34条（委任）、附則

草案で示した条例の骨子	→ <見直し後> 景観条例（案）の骨子
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本理念	第2条 定義
第3条 定義	第3条 基本理念
第4条 市の責務	第4条 市の責務
第5条 市民の責務	第5条 市民の責務
第6条 事業者の責務	第6条 事業者の責務
	第7条 国等への協力要請
<b>第2章 良好な景観の形成に関する基本的事項</b>	<b>第2章 景観計画の策定等</b>
第7条 景観計画の策定	第8条 景観計画の策定
第8条 景観形成の推進	第9条 景観計画への適合
第9条 市民又は事業者に対する支援	第10条 景観形成重点区域の指定等
第10条 国等への要請	第11条 景観形成重点区域の変更及び解除
	第12条 景観づくりの基本方針及び景観づくりの方針等
	第13条 景観計画の提案団体
	第14条 景観形成の推進
	第15条 市民又は事業者に対する支援
<b>第3章 景観計画</b>	<b>第3章 行為の規制等</b>
第11条 景観計画の内容	第16条 届出を要する行為等
第12条 景観計画への適合	第17条 届出を必要としない行為
第13条 景観計画の策定手続き	第18条 特定届出対象行為
第14条 景観計画の提案団体	第19条 行為の着手の制限の短縮
	第20条 事前協議
	第21条 助言又は指導
	第22条 勧告・命令に関わる手続き
	第23条 行為の完了の届出
	第24条 届出台帳の作成

草案で示した条例の骨子	→ <見直し後> 景観条例（案）の骨子
<b>第4章 景観計画区域内における行為の制限</b>	<b>第4章 景観重要建造物及び樹木</b>
第15条 届出対象行為等	第25条 景観重要建造物及び樹木の指定
第16条 届出を必要としない行為	第26条 現状変更の許可手続
第17条 特定届出対象行為	第27条 現状回復命令の手続
第18条 行為の着手の制限	第28条 景観重要建造物の管理の方法基準
第19条 事前協議	第29条 景観重要樹木の管理の方法の基準
第20条 行為の完了の届出	
第21条 助言または指導	
第22条 勧告・命令に関わる手続き	
第23条 届出台帳の作成	
第24条 公表	
<b>第5章 景観重要建造物等</b>	<b>第5章 景観審議会等</b>
第25条 景観重要建造物等	第30条 出水市景観審議会
<b>第6章 景観形成重点区域</b>	<b>第6章 雑則</b>
第26条 景観形成重点区域	第31条 表彰
	第32条 公表
	第33条 協定等
	第34条 委任
<b>第7章 景観形成の推進体制</b>	
第27条 景観審議会等	
第28条 景観アドバイザー	
<b>第8章 表彰・助成、協定等</b>	
第29条 表彰	
第30条 協定等	
	附則
	施行期日